

燕市下水道条例の一部改正について

燕市下水道条例（平成18年燕市条例第168号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市下水道条例の一部を改正する条例

燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の1条を加える。

(燕市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金の徴収並びに過料に関する条例の適用除外)

第40条の2 この条例に定める使用料については、燕市税外諸収入金に対する督促手数料及び延滞金の徴収並びに過料に関する条例(平成18年燕市条例第66号)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の燕市下水道条例第40条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の使用料について適用し、平成30年度分までの使用料については、なお従前の例による。